**大阪府入札監視等委員会 入札監視第１部会　平成26年度第３回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　平成27年２月９日（月）午後１時30分から午後４時30分

２　場所　　大阪赤十字会館　４階　401会議室

３　出席委員　　５名

４　審議対象期間　　平成26年８月1日から平成26年11月30日まで

５　会議の概要　　審議対象期間中の、入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況、談合情報等の処理状況について事務局、担当課から内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した建設工事（予定価格250万円を超えるもの）、測量・建設コンサルタント等業務（予定価格100万円を超えるもの）、委託役務業務（予定価格100万円（物件の借入れについては、80万円）を超えるもの）、物品購入（予定価格160万円を超えるもの）総契約件数1,211件の中から次の13件を委員が任意抽出し、事案ごとに担当の発注部局から入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

 (抽出事案一覧)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入札方式 | 案　　件　　名 | 契約金額(円) |
| 建設工事 | 一般競争 | 一級河川　中島川　防潮堤補強工事（中島大橋下流左岸）Ｈ２６その３ | 1,458,000,000 |
| 一般競争 | 寝屋川南部地下河川　平野排水機場　電気設備更新工事 | 164,160,000 |
| 一般競争 | 岡田漁港　陸閘基礎改良（液状化対策）等工事（その３） | 78,840,000 |
| 一般競争 | 主要地方道　茨木寝屋川線　太間高架橋塗装塗替工事 | 48,870,000 |
| 一般競争 | 主要地方道　伏見柳谷高槻線　高槻東道路（成合工区）道路切替工事 | 25,920,000 |
| 一般競争 | 南大阪湾岸流域下水道　北部水みらいセンター　（水処理）ポンプ井水位計等補修工事 | 6,090,120 |
| 随意契約 | 寝屋川流域下水道　寝屋川四條畷増補幹線（第１－１工区）下水管渠築造工事 | 9,180,000 |
| 測量・建コン | 一般競争 | 安威川ダム　大岩地区建設発生土受入監理業務委託（Ｈ２６） | 19,656,000 |
| 一般競争 | 都市計画道路　八尾富田林線外　道路予備修正設計等委託 | 18,144,000 |
| 委託役務 | 一般競争 | 欧州ライフサイエンス市場開拓ミッション団派遣事業現地運営業務 | 5,561,589 |
| 一般競争 | 大阪府デザイン相談指導事業用コンピュータ機器等の賃貸借 | 2,247,264 |
| 随意契約 | 安威川流域下水道　中央水みらいセンター　メガソーラーの賃貸借 | 994,680,000 |
| 物品 | 一般競争 | 泡消火薬剤の購入 | 22,084,920 |

６　審議の結果：　抽出した13件の処理状況は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答：　別紙のとおり

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 【一級河川　中島川　防潮堤補強工事（中島大橋下流左岸）Ｈ２６その３】　　最低制限価格が事前公表となっている本案件は、入札参加者はすべて最低制限価格で入札している。低入札価格調査制度を適用しておれば、もっと安くなっていたのではないか。　　くじで落札者が決まっているが、落札者がどの入札参加者であっても工事の品質は確保できるのか。 | 　　本案件は、本来は低入札価格調査案件として実施すべきところ、南海トラフ地震等に対応するため緊急の必要性がある議会案件なので、本委員会の制度部会にお諮りをして、最低制限価格制度を適用するとともに、同価格の事前公表により入札を行ったものである。なお、最低制限価格は、国の通知を踏まえた算出方法により適切に算定している。　　本案件の入札参加資格は工事規模・内容を踏まえ入札参加可能等級をＡＡ等級とし、施工実績として「地盤改良工（高圧噴射撹拌工）」を有するものとしているので、一定の技術力のある事業者が参加していることから工事の品質は確保できると考えている。 |
| 【寝屋川南部地下河川　平野排水機場　電気設備更新工事】　本案件は、実質１者入札で落札率が高くなっているが、なぜか。　　　機器費は、どのように積算しているのか。　　入札参加可能な能力を持っているのは何者ぐらいあるのか。　　設備の機能停止期間を最小限にするという観点から参加意思確認型の随意契約も考えられるが、入札にした理由は何か。 | まず、実質１者入札となった要因は、供用中の設備の更新工事のため設備の機能停止期間を短くすることや、既存機械との接続等の調整などの制約が多いため、事業者の意欲という点で不利に働いたことによると考えている。結果として、本設備を設置した事業者のみの参加となった。次に、高落札率となった理由は、予定価格の概ね８割くらいは機器費が占めているので、事業者の努力で下げることができる工事費や諸経費の割合が小さかったためであると考えている。　機器費は製作メーカーから見積もりを取り、最低価格ものをベースにして積算している。　　正確なデータは手元にないが、本案件に参加できるＡ等級の事業者は数百者程度登録されている。　　本案件は受配電設備の更新やその他の装置の更新、既設機器の機能増設を行うものであり、その部分が約９％と少ないことから、どの事業者でも施工可能と考え、一般競争入札を採用した。 |
| 【岡田漁港　陸閘基礎改良（液状化対策）等工事（その３）】　　本案件は、実質１者入札で落札率が高くなっているが、なぜか。　　　　狭隘な場所での作業や関係者との工事調整などの手間部分については、予定価格の積算に入っているのか。　本案件の過去の入札では、どこが落札しているのか。　入札参加資格として、なぜ船舶保有を条件づけているのか。 | 　落札率が高い理由は、本案件の工事場所付近には住宅等が近接しており、なおかつ搬入通路も狭隘であるとともに、多くの漁船が接岸していることから漁業関係者との工事調整等が必要であることを考慮して積算したためと考えている。次に、応札者数が少なかった理由についても、同じような理由で、狭隘な場所で工事が困難であると判断されたのではないかと考えている。　　狭隘な場所等という手間部分については、積算に含まれていない。　　平成２２年と平成２４年に入札しているが、いずれも今回と同じ事業者が落札している。　　海上の工事については、関係法令等の基準等を踏まえ、工事船舶を保有しての海上工事の経験があることを、工事の品質確保や安全な施工を行うための条件としている。また、本工事では海上部より作業台船を使用してグラウンドアンカーを打ち込むこととしているので、その作業台船の入港部の浚渫工事が必要であることから、浚渫工事に必要な「バックホウ浚渫船」の保有を求めている。 |
| 【主要地方道　茨木寝屋川線　太間高架橋塗装塗替工事】　　本案件は、なぜ失格者が多いのか。本案件は、例えば特殊な工事が含まれるなどで、工事費を積算することが難しい案件なのか。　　失格となった事業者は、すべて品質面を満たさないと考えていいのか。　　　 | 　　失格者が多い要因については、本案件と同規模の塗装工事の発注件数が少なく、また、入札参加資格のある事業者のうち約８６％が技術者１０名以下の小規模な事業者である。受注機会の少ない中で、小規模事業者も含め、多数の事業者が参加した結果、失格者が多くなったのではないかと考えている。　　本案件は、通常のペンキの塗替え以外にも、塗装面の保護工や剥落防止工、ボルト落下防止工などの補修工事を含んでいるので、一部の事業者にあっては積算が難しかったのではないかと考えている。　　最低制限価格から１，０００万円ぐらい下回った事業者は品質面で確保できないと考えているが、価格差が１００万円程度であれば、色々な経費を節減することによって「品質確保ができない」とまでは言い切れないと思う。ただ、国は従業員の社会保険への未加入や下請けへの負担などの課題への対応のため予定価格の算出方法を引き上げてきている状況にあり、これらの課題も含めれば本事案の最低制限価格は適正であると考える。 |
| 【主要地方道　伏見柳谷高槻線　高槻東道路（成合工区）道路切替工事】　　辞退者が多いが、なぜか。　　工期が長くなることは、予定価格に反映されているのか。　　辞退者が何故多いのか検証するだけで終わるのではなく、なぜ、辞退者が多い条件で発注したのか、また、そのような発注を今後避けるためには、どのようにすれば良いのかまで考えていただきたい。 | 　　本案件は、一般的な舗装工事に加え信号機の移設工事と安全施設工事が含まれ、長い工期を要することが、辞退者が多くなった理由と考えている。　　実作業時間にかかわるものは、予定価格に積算して反映しているが、一般的に工期が長くなることによる経費の補正はしていない。　　今後、委員の指摘を踏まえ、検討していきたい。 |
| 【南大阪湾岸流域下水道　北部水みらいセンター　（水処理）ポンプ井水位計等補修工事】　　本案件は、１者入札で落札率が高いが、なぜか。 | 　　１者入札で高落札率となった理由として、工事費の８割以上がＵＶ計等の機器の購入費用であり、このことが事業者の受注意欲を低くさせ、結果的に高落札率になったと考える。 |
| 【寝屋川流域下水道 寝屋川四條畷増補幹線（第１－１工区）下水管渠築造工事】　　　　本案件は当初予定を変更して早く共用を開始するために随意契約としたとのことであるが、当初に予定をした入札を実施していれば価格面でどの程度差が出たのか。　　また、本案件を随意契約ではなく入札を実施したとすれば、価格面でどの程度差が出たのか。 | 　　本案件の本体シールド工事を発注した時点においては、当該シールド工事の後に入札案件として発注する本案件の上流のシールド工事の中に本件工事内容を入れる予定であったが、その場合は１６万円ほど安価になる。　　具体的な金額差を算定していないが、本案件を入札案件として単独で発注した場合は、本体シールド工事を施工している事業者に随意契約した場合に比べ、諸経費が高くなるので、経済面で随意契約のほうが有利となる。 |
| 【安威川ダム　大岩地区建設発生土受入監理業務委託（Ｈ２６）】　　本案件は、辞退者が多く実質１者入札であり、落札率も高いが、なぜか。　　過去の落札率と入札参加者数は、どのように推移しているのか。　　落札率上がり、入札者数が減っている傾向にあるが、どのように考えているか。 | 　　落札率が高いことについては、本業務は積算基準がないので、事前に２０者に見積もり依頼を行った。回答のあった５者の平均直下の見積もりをもとに予定価格を算出しており、今回の落札者はその採用した見積もりを提出した事業者であり、入札額が見積もりとほぼ同額であったために、結果として落札率が高くなったと考えている。　　辞退者が多いことについては、本業務は常に複数の技術者を現地に配置する必要があり、技術者を長期間配置することが困難として辞退したのではないかと考えている。　　２３年度は落札率７９．８４％、８者入札。２４年度は落札率８４．９５％、６者入札。２５年度は落札率９９．３８％、４者入札であった。　　工期の始まりが、今回は１１月であるが、概ね１２月頃になっており、年度の後半での技術者の確保が難しかったためと考えている。次回からは、発注時期を工夫していきたい。 |
| 【都市計画道路　八尾富田林線外　道路予備修正設計等委託】　　本案件は失格者多いが、その理由は何か。　　ランダム係数処理は非常に大事な制度であるが、本案件のように１回目の入札が不調となった事例を見ると、ランダム係数内の失格者が２回目の入札に参加できるようにするなど入札制度を工夫する余地はないのか。 | 　　失格者８者のうち、最低制限価格のランダム係数の範囲の中に７者が入っていた。この７者は、受注意欲が強かったため、最低制限価格の係数を低く読み、失格になったと考えている。　　最低制限価格は、これを下回ると品質の確保ができないと判断する基準の価格であり、これを下回った者は自動的に失格となる制度である。当初入札が不落の際に、最低制限価格を下回った者を再度の入札に参加させた場合は、内容が同じで金額だけが上がることになるため、参加できないこととしている。一方、ランダム係数処理は何人も開札まで最低制限価格などを知り得ない環境を構築する上で不可欠と考えている。現在、本案件のようなケースを少しでも減らせるよう、ランダム係数の振れ幅や処理方法などの見直しを検討している。 |
| 【欧州ライフサイエンス市場開拓ミッション団派遣事業現地運営業務】　　本案件の予定価格は、どのようにして積算したのか。本案件は、１者入札で落札率も高いが、その要因は何か。 | 　　予定価格については、あらかじめ仕様書を示して旅行事業者から見積書を徴取したものではなく、渡航費用をはじめ見本市への出展経費や商談／セミナー会場の手配などの業務別に必要な経費を個々に積算し、これに事業者の手間賃を加えて予定価格とした。　　本案件はユーロ建ての経費が多くを占めるが、入札は日本円で実施している。昨年は円安傾向が続いている状況であり、為替リスクの懸念から１者入札で落札率が高くなったと考えている。 |
| 【大阪府デザイン相談指導事業用コンピュータ機器等の賃貸借】　　本案件はパソコンのリース契約であるが、リースの本質は借金して機器を購入することである。購入ではなく、リースを選択した理由は何か。　　メーカー保証期間は１年しかなくても、家電量販店で購入した場合は、販売者が独自で保証期間を延長するサービスがあるが、これについて考慮しなかったのか。 | 　　コンピュータ機器の場合、メーカー保証期間が通常１年となっているので、購入の場合は保証期間終了後に故障すれば新たに機器を購入しなければならないリスクがある。リース契約には保守修理等があらかじめ設定されていることから、故障についてのリスクがないため、本案件は３年のリース契約とした。　　それは検討していなかった。ただ、今回のパソコンはデザイン相談業務で使用するためのもので、専門のデザイナーが使用しているものと同程度の機能を確保する必要があり、日進月歩の技術に追いつくためにリース契約を選択したということも理由の一つである。 |
| 【安威川流域下水道　中央水みらいセンター　メガソーラーの賃貸借】　　本案件は、再度の入札をしても不調であったために随意契約を選択した案件であるが、なぜ、再度公告をして入札しなかったのか。　　本案件は「共同企業体」が受注しているが、その構成員である事業者は入札では辞退しているけれども、なぜ辞退しているのか。 | 　　再度公告をする際には、不調となった１回目の入札の設計・積算や仕様書の見直しをした上で再度公告することとしているが、本案件は見直しの余地がなかったので、随意契約に移行した。　　本案件以外にも、同様のメガソーラーの案件を公告しており、当該事業者は恐らく他の案件に応札したために、本案件を辞退したのではないかと推測される。 |
| 【泡消火薬剤の購入】　　本案件は、随意契約で製造メーカーから直接購入するほうが、経済的ではないのか。　　本案件は昨年度に引き続き抽出した案件であるが、前回と比べ落札金額に差異はあるのか。 | 　　本案件の泡消火剤の製造メーカーは、ユーザーへの直接販売をしていないため、メーカーから直接購入することはできない。　　今年度は前回に比べ発注量が多かったので、落札金額は増加しているが、単価は逆に安価になっている。 |